

# 鳥取縣公報

昭和十六年五月二十三日  
第一千二百三十五號

金曜日

## 縣令

### ◇鳥取縣令第二十號

昭和十三年一月鳥取縣令第一號羊豚家兔商取締規則中左ノ通改正シ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年五月二十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

羊豚家兔商取締規則ヲ「羊豚家兔食鷄商取締規則」ニ改ム

第一條中「羊豚家兔」ノ次ニ「食鷄」ヲ加ヘ「緬羊、山羊、豚、

家兔、兔毛皮」ノ次ニ「食鷄」ヲ加フ

第二條中「羊豚家兔」ノ次ニ「食鷄」ヲ加フ

第三條中「羊豚家兔」ノ次ニ「食鷄」ヲ加フ

第六條中「羊豚家兔」ノ次ニ「食鷄」ヲ加フ

第七條中「羊豚家兔」ノ次ニ「食鷄」ヲ第二號第三號第四號中「緬

羊、山羊、豚、家兔、兔毛皮」ノ次ニ「食鷄」ヲ加フ

第八條中「羊豚家兔」ノ次ニ「食鷄」ヲ加フ

第十條中「羊豚家兔」ノ次ニ「食鷄」ヲ「緬羊、山羊、豚、家兔、兔毛皮」ノ次ニ「食鷄」ヲ加ヘ「頭數」ヲ「頭羽數」ニ改ム

第十一條中「羊豚家兔」ノ次ニ「食鷄」ヲ加フ

第十二條中「羊豚家兔」ノ次ニ「食鷄」ヲ加ヘ「其郡市畜産組合」ヲ

「夫々所屬團體」ニ改ム

第十三條中「羊豚家兔」ノ次ニ「食鷄」ヲ「緬羊、山羊、豚、家

兔、兔毛皮」ノ次ニ「食鷄」ヲ加フ

第十四條中「羊豚家兔商ニシテ羊豚家兔商組合」ヲ「羊豚、家兔、兔

毛皮、食鷄商ニシテ營業ニ關スル組合」ニ改ム







片刃用自動研安全剃刀器具

日本剃刀	同	分横一寸六分	同	縦三寸二	二、八七
長刃輕便剃刀		丸型又八角型 全長 五寸			、七五
短刃輕便剃刀					、〇五
ランギ式共柄剃刀					、〇四
ランギ式柄附剃刀					、三九
西洋剃刀					、九八
毛拔					三、一二
同					、〇七
爪切					、一三
手工用洋鉄					、三五
接木用切出					、四〇
					、六〇

(イ) 本表記載寸法ニハ重量ハ五%ノ公差ヲ認ムルモノトス  
 (ロ) 兩刃用安全剃刀器具及片刃用自動研安全剃刀器具ノ鐵製又ハベークライト製トハ容器、笠型、又ハ双鉄、櫛型、替双ゲース及柄ヲ鐵又ハベークライトヲ以テ製造シタルモノヲ謂フ  
 鐵製又ハベークライト製ニ非ザルモノ、價格ハ本表價格ノ六割トス  
 (ハ) 本表ニ掲グルA級品B級品又ハC級品トハ別表格付表ニ依リ區分シタルモノヲ謂フ

格付表

品名裁縫用羅紗切鉄 A級品

左ニ掲グルモノ

兼吉	東京府	保坂	文造	角三郎	良祐	一郎	正吉	平吉
長太郎	同	石塚	光太郎	孝利	邦典	靖典	七ノ	セキ
與三郎	同	深井	與三郎	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
民太郎	同	岩上	民太郎	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
庄三郎	同	三浦	庄三郎	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
豐太郎	同	高木	豐太郎	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
平次郎	同	高木	平次郎	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
留吉	同	村田	留吉	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
春常	同	吉原	春吉	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
長三郎	同	岩上	金五郎	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
正利	同	皆川	正吉	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
利行	同	古宮	正吉	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
宗一	同	武井	市太郎	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
三志彌一郎	同	株式會社	理容品製作所	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
半次	同	河野	光治	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎
幸三郎	同	吉原	幸造	邦典	高橋	武井	貞三郎	貞三郎

製作者名  
 保坂文造 角三郎 良祐 一郎 正吉 平吉  
 石塚光太郎 孝利 邦典 靖典 七ノ セキ  
 深井與三郎 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 岩上民太郎 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 三浦庄三郎 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 高木豐太郎 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 高木平次郎 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 村田留吉 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 吉原春吉 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 岩上金五郎 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 皆川正吉 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 古宮正吉 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 武井市太郎 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 株式會社理容品製作所 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 河野光治 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎  
 吉原幸造 邦典 高橋 武井 貞三郎 貞三郎

◎ A級品 關及物工業組合ノ製品検査ニ於テA級品ノ規格ニ合

00421

格シA級品タルコトヲ證セラレタルモノ  
 ◎ B級品 關及物工業組合ノ製品検査ニ於テB級品ノ規格ニ合  
 格シB級品タルコトヲ證セラレタルモノ  
 ◎ C級品 A級品及B級品ニ非ザルモノ

品名パリカン及兩手ジャッキ  
 A級品 大阪府合名會社石丸理髮器製作所製造ニ係ルトンボ印  
 B級品 A級ニ非ザルモノ

◇鳥取縣告示第四百二十號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス  
 昭和十六年五月二十三日

- 合資會社 柴田商會
- 中國土木合資會社 吉田組工場
- 同 原田組工場
- 中 双製紙有限公司

鳥取縣知事 八田三郎

◇鳥取縣告示第四百二十一號

臨時種牡牛検査並役肉用牛登錄審査及優良牛保留検査左ノ通り施行ス 依テ検査並審査ヲ受ケントスルモノハ六月七日迄ニ縣廳ニ到  
 附スル様願書ヲ提出スベシ  
 昭和十六年五月二十三日

鳥取縣知事 八田三郎

00422

検査場所 種牡牛検査、役肉用牛登錄審査、優良牛保留検査、出場區域、検査時

日野郡 野上村	六月九日	日野郡 一圓	東伯郡 赤碓町	六月十六日	東伯郡 一圓
同 郡 根雨町	六月十一日	同 郡 一圓	同 郡 浦安村	六月十七日	同 郡 一圓
同 郡 溝口町	六月十一日	同 郡 一圓	同 郡 倉吉町	六月十八日	同 郡 一圓
西伯郡 法勝寺村	六月十二日	同 郡 一圓	氣高郡 正條村	六月十九日	氣高郡 一圓
同 郡 大津村	六月十三日	同 郡 一圓	入頭郡 用ヶ瀬村	六月二十一日	入頭郡 一圓
同 郡 勝田町	六月十四日	同 郡 一圓	同 郡 船岡村	六月二十二日	同 郡 一圓
同 郡 御來屋町	六月十五日	同 郡 一圓	岩美郡 浦富町	六月二十三日	岩美郡 一圓
同 郡 米子市	六月十四日	同 郡 一圓	鳥取市 吉方町	六月二十四日	鳥取市 一圓
同 郡 西伯郡	六月十五日	同 郡 一圓			

◇鳥取縣告示第四百二十二號

因伯牛轉生産検査規則第一條ニ依リ生産検査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年三月十一日迄ニ生産シタル糞ノ所有者又ハ管理者ハ該糞  
 ヲ所定ノ検査場ニ牽付クベシ  
 昭和十六年五月二十三日

検査月日 検査場所 鳥取縣知事 八田三郎 牽付時刻

五月二十六日	日野郡 黒坂町 黒坂	黒坂町字黒坂、小河内、中管、下管、下黒坂、久住	午前十時
同 二十七日	日野郡 大字 榎市	日野村大字榎市、小原別所	同
同 二十八日	同 下榎	同 下榎、本郷、安原、津地	午後一時
同 二十九日	根雨町 大字 濁谷	根雨町 一圓	午前九時
同 二十九日	同 根雨	日野村字野田舟場	午後三時
同 二十九日	同 神奈川村 俣野	神奈川村 一圓	午前十時
同 二十九日	同 洲崎		午後二時



00425

古用瀬 同 同	古用瀬三六九同	同	横田 同 同	横田二〇番地 同
柿原 同	入東村大字柿原五番屋敷	同	東 同 同	東 三一七同 同
岩淵 同 同	岩淵一二一番地	同	才代 同 同	才代三〇二同 同
茂田 同 同	茂田一二六同	同	三浦 同 同	三浦二〇五同 同
奥野 同 同	奥野七番屋敷	同	三山口 同 同	三山口一〇一 同
茂清 同 同	茂谷一二七番地	同	鍛冶屋 同 同	鍛冶屋一六六同 同
皆原 同 同	皆原一七同	同	佐崎 同 同	佐崎三三〇同 同

◆鳥取縣告示第四百二十五號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年五月二十三日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所 所在地並ニ名稱	無効トナリタル 被保險者證交付 年月日	無効トナリタル 年月日	備考
----------------	--------	-----------------------	---------------------------	----------------	----

鳥はる	二 高階 光治	鳥取市立川町四丁目 濱崎 醬油株式會社	一〇、三、一六	一六、四、一	
鳥なな	一四 藤原 正雄	鳥取市川外大工町 中原 鐵 工 所	一三、一、二三	一六、四、一	
鳥とく	四〇七 早坂 喜助	鳥取市吉方 鳥取家具工業株式會社	一五、二、二三	一六、一、一〇	
米よ	五三六 砂長谷 陽	米子市久米町 日本曹達株式會社米子製鋼所	一一、八、五	一六、四、九	

00426

鳥ひ	五九二 田中 節夫	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社	一四、五、二七	一五、三、四	
東かね	一二 森 榮治	東伯郡西郷村 笠見 製 材 所	一五、一、一八	一六、二、一	
東かね	九 中西 保夫	同	一五、一、一八	一五、二、一	
鳥まく	二〇 北村 衛	鳥取市東品治町 前田 鐵 工 所	一三、二、二八	一五、六、一	
同	一〇 山根 房次	同	一一、六、二二	一五、一一、三〇	
同	三〇 前田 綠之助	同	一五、五、二二	一五、一一、五	
米よ	二七二六 西村 董	米子市久米町 日本曹達株式會社米子製鋼所	一五、四、二	一六、四、三	
入をに	一 明石 周一	入頭郡大伊村 大 西 製 材 所	一三、二、一八	一六、三、一	
鳥にし	二 西原 幸市	鳥取市若櫻町 西 原 鐵 工 所	一五、九、一七	一六、四、一	
鳥ひ	六二二 小出 豊子	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社	一四、一、一三	一六、四、一八	
鳥をほ	三五 岩田 ちか	鳥取市片原三丁目 岡田 膳 寫 堂	九、五、七	一六、三、二〇	
西をこ	五 小林 純一	西伯郡巖村 小 原 製 材 所	一六、五、二		
入きね	一四 楸本 スギ	入頭郡池田村 協和 林業 羽佐利山製材所	一三、六、一〇	一六、四、一〇	
日ひの	五五 赤沼 馨	日野郡日野上村 日野有限自動車會社	一六、一、一一	一六、四、一	



鳥取縣告示第四百二十六號

鳥ひに	三九	中村 喜代春	鳥取市東品治町	一五、五、一
目をに	二三五	鹿末利秋	平井 鐵工 所	一六、四、一
米には	三九四四	田中鶴子	日野郡黒坂町	一五、一〇、三〇
米には	一八〇	高光幸一	大阪特殊製鋼株式會社黒坂工場	一六、四、一
			米子市錦町三丁目	一四、五、四
			日本製絲株式會社 米子工場	一六、四、一
			米子市錦町三丁目	一五、二、二三
			鐵工 所	一六、四、二〇

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ  
昭和十六年五月二十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者 氣高郡大郷村大字福井 中 川 正
- 一 埋立ノ場 所 氣高郡大郷村大字福井字三前目二、〇四四番至二、〇四五番地先湖山池公有水面
- 一 埋立ノ面積 參反九畝貳拾六步
- 一 埋立ノ目的 田地造成
- 一 免許年月日 昭和十六年五月二十三日
- 一 工事着手及竣功期間 免許ノ日ヨリ十日以内ニ着手シ昭和十九年十二月三十日迄ニ竣功

鳥取縣告示第四百二十七號

00423

貸金統制令第二十四條ノ規定ニ依リ鳥取縣農會、鳥取縣養蠶業組合聯合會及鳥取縣畜産組合聯合會ヨリ申請ニ係ル協定賃金變更ノ件  
昭和十六年五月二十三日左ノ通認可セリ

昭和十六年五月二十三日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 申請者
  - 鳥取縣養蠶業組合聯合會
  - 鳥取縣畜産組合聯合會
  - 鳥取縣農會
- 二 事業ノ種類
  - 農業、養蠶業、畜産業、林業
- 三 變更ノ内容

(1) 協定賃金適用地域

鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡

(ロ) 變更セル協定賃金

種別	事業名	分類	日當請負ノ別	最高賃金	請負	備考	摘要
稻作	田植	日當	男 一、八〇 女 一、七〇	一圓	一圓	1	男苗取りハ貳拾錢上ゲ

00429

種別	事業名	分類	日當請負ノ別	男最高賃	女最高賃	請負	備考	摘要
裏作	畦立	日	當	二〇〇	一、五〇	1	1	賄ナシ
(2) 協定賃金適用地域 入頭郡								
(1) 變更セル協定賃金 備考 人畜ノ割合ハ人四割畜力六割トス								
(3) 協定賃金適用地域 氣高郡								
(1) 變更セル協定賃金								
(4) 協定賃金適用地域 東伯郡、日野郡								
種別	事業名	分類	日當請負ノ別	男最高賃	女最高賃	請負	備考	摘要
稲作	水田整地	鋤起人夫	日	當	一、六〇	一、二〇	1	賄ナシ

00437

種別	事業名	分類	日當請負ノ別	男最高賃	女最高賃	請負	備考	摘要
種別	事業名	分類	日當請負ノ別	男最高賃	女最高賃	請負	備考	摘要
稲	水田整地	鋤被	請負	1	1	二、二〇	賄ナシ	反當 粘土質ハ二割上トス
作	田植	人夫	日當	二、〇〇	一、五〇	1	1	賄ナシ
作裏	刈取調整	日當	二、〇〇	一、五〇	1	1	1	同
	秋田鋤起	請負	1	1	1	二、五〇	1	同
(5) 協定賃金適用地域 西伯郡(汗入部、箕蚊屋部、南部)								
(1) 變更セル協定賃金								
農	麥ノ收穫調整	日當	二、三〇	二、三〇	1	1	1	賄ナシ
事	水田整地	日當	二、三〇	二、三〇	1	1	1	同
	田植	日當	二、三〇	二、三〇	1	1	1	賄付

00431

(イ) 協定賃金適用地域  
西伯郡(弓濱部)  
(ロ) 變更セル協定賃金

種別	事業名	分類	日當請負		備考	摘要
			男	女		

養蠶	春蠶	四眠起上簇	日當	二、五〇	二、三〇	一	賄付
----	----	-------	----	------	------	---	----

(イ) 協定賃金適用地域  
新米子市、舊米子市、西伯郡(弓濱部)

(ロ) 變更セル協定賃金

年雇勞務者賃金上半期下半年共ニ但シ書キテ左ノ通定ム

(イ) 但シ職務勉勵者ニ祝儀ヲ給與スル場合ニ於テハ前拾圓後五圓以内ヲ認ムルモノトシ閏年ハ日割計算ニ依リ計算スルコトヲ得ルモノトス

(イ) 協定賃金適用地域

新米子市、舊米子市

(ロ) 變更セル協定賃金

00432

種別	事業名	分類	日當請負		備考	摘要
			男	女		

農	麥收穫調整	日當	二、三〇	二、三〇	一	賄ナシ
---	-------	----	------	------	---	-----

事	水田整地	日當	二、三〇	二、三〇	一	同
---	------	----	------	------	---	---

(9)	田植	日當	二、三〇	二、三〇	一	賄付
-----	----	----	------	------	---	----

(イ) 協定賃金適用地域

鳥取縣一圓

(ロ) 變更セル協定賃金

協定賃金末尾ニ左ノ事項ヲ挿入ス

鳥取縣農會幹旋ニ係ル集團移動勞務勸賃金ニ對シテハ各職種別基本給ノ一割以内ノ増額並賄付トスルコトヲ得

◆鳥取縣告示第四百二十八號

產婆登錄名簿ノ訂正者左ノ如シ

昭和十六年五月二十三日

住所 鳥取市吉方七七一番地

昭和十六年四月二十日付住所並開業地變更ニ依リ

產婆名簿訂正方出願ニ對シ同年五月十日訂正

山本公子

鳥取縣知事 八田三郎

◆鳥取縣告示第四百二十九號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

00433

昭和十六年五月二十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 本籍 香川縣香川郡佛生山町百相三番戶
- 住所 鳥取市御弓町四四番地
- 昭和十六年五月十日 第八三六號 登錄
- 高 木 シズエ
- 本籍 鳥取縣氣高郡神戶村大字岩坪二九番屋敷
- 住所 本籍ニ同ジ
- 昭和十六年五月十日 第八三七號 登錄
- 福 本 敬子
- 本籍 鳥取縣八頭郡若櫻町大字若櫻七三八番地
- 住所 本籍ニ同ジ
- 昭和十六年五月十日 第八三八號 登錄
- 鈴 木 石子

◇鳥取縣告示第四百三十號

左記墓地ハ今回改葬セラル、ニ當リ緣故者不明ノ趣ニ付有緣者ハ左記期日迄ニ申出ラルベク若シ期日迄ニ申出ナキ場合ハ管理者ニ於テ適當處置セラルベシ

昭和十六年五月二十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 墓地所在地 兵庫縣水上郡和田村小野尻字後山二九三番地
- 墳墓 三基
- 無緣墓地 兵庫縣水上郡和田村小野尻字長田一三〇九

00434

無緣墓地 墳墓 ○基

- 二 管理者 兵庫縣水上郡和田村長
- 三期 日 昭和十六年六月三十日
- 一 墓地所在地 北海道雨龍郡沼田村幌新太刀別御料地
- 二 管理者 北海道雨龍郡沼田村長
- 三期 日 昭和十六年六月三十日

◇鳥取縣告示第四百三十一號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年五月二十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所 所在地 地名 稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリタル 年月 日
職米よろ	三四 近藤 千桂	米子市尾高町 井 書 店	一五、九、五	一六、二、二八
職鳥まい	一八〇 湯谷 澄子	鳥取市東品治町 株式會社 丸 由 百貨店	一五、六、一二	一六、四、三〇
職米た	二八 兼本 登喜雄	米子市角盤町 第一徵兵保險株式會社米子監督所	一五、五、三〇	一六、一、一五
職米さろ	六 安田 千松	米子市久米町 株式會社 坂 口 商店	一五、五、三〇	一六、四、一
職鳥とい	二九 山根 邦夫	鳥取市御弓町 有限責任鳥取購買利用組合	一五、五、三〇	一六、四、一
職鳥たい	四九 陶山 清正	鳥取市一階町一丁目 第一徵兵保險株式會社鳥取監督所	一五、五、三〇	一六、四、三〇

彙

報

米穀増産の基礎は

苗代にあり

灌水と病害虫に注意

(農務課)

「苗代半作」の古諺にもれず、苗代こそは米穀増産の基礎である。食糧増收の建前から品種は多收性の危険少ないものを選定し、塩水選も實行せられ種籾の消毒も勵行せられ、苗代の整地も基肥も吟味せられて今や苗は日に日に生育しつゝあるのであつて、今後は追肥や灌水水その他十二分の留意のもとに、完全なる苗の育成に全力を注がれんことを切望する。

苗代日数は品種、播種期、播種量、施肥等によつてそれと異なるのであるが、苗代日数が長きとすると本田に於ける生育にも悪影響を及ぼすわけであるから、大體山間部地方は五十日内外、平坦部地方は四十五日内外を標準として本田挿秧の時期を考へねばならぬ。

灌水については播種後数日間は稍々深水を必要とするが、發

芽後は静穏溫暖の日は床面の水を排除して地温を高め、夜間は灌水し晝間は淺水を標準として苗を強剛に生育せしめることが大切である。

病害虫に對する防除は苗代管理上の重大な仕事であつて、多忙にまぎれて一朝その蔓延を來すやうなことがあつては大變であるから、精々注意しなければならない。

圃場及びその附近に堆積してゐる糞は病害虫發生の誘因となるから早く處分しなければならぬ。

稻熱病の豫防としては挿秧期二十五日前及び十日前の一回位、展着劑加用六斗式石灰ボルドウ液又はクボイド、王銅等の硫酸銅製劑(一封度を水一石に溶解)を一坪當り二合位撒布する。

二花蝶蟲に對しては捕蛾採卵を勵行し、出來得れば挿秧一週間前に硫酸ニコチン八〇〇倍液(硫酸ニコチン約一合、石鹼一〇〇匁、水一石)を坪當二、三合の割合に撒布する。誘蛾燈は六月十日頃から一ヶ月間點火する。

今年は山陰地方は浮塵子發生の虞れがあるから、苗取前に必ず注油驅除を行ふ必要がある。注油驅除の方法は、苗代になるべく

00436

深く灌水して除蟲菊浸出石油(除蟲菊粉二〇匁、石油一升)を反當一升の割合に滴下して直ちに拂ひ落しを行ひ、終了後は速かに落水して新しい水と取替へる。

又泥負蟲が發生する地方では苗代に於て必ず一回砒酸石灰液(砒酸石灰二〇匁、大豆展着劑一〇匁、水一斗)を坪當二合位撒布することが大切である。

蕎麥種子の獻納運動

報

希望團體に無償配布

(農務課)

戰爭

が永びけば何處の國にしても食糧の需要が増加して來るのは當然のことである。然るに一昨年の大旱魃から我が國の米穀需給關係は急激に不圓滑となり、且つ努力の不足や肥料の供給不足はますます食糧の増産をむづかしくしてゐる。

然るに近頃の國際情勢の複雑さはいよゝこれらの圓滿な調整を困難ならしめる傾向にあるから、今後に於ける我が食糧問題の重要性は刻々にその度を増しつゝあるのである。

この意味から昨十五年度に於ては、この大切な食糧資源開發の一方法として

蕎麥

の栽培を縣下一圓に奨勵して、それに要する種子は農業報國聯盟から、又開發助成金は農林省から交付せられて、食糧増産上裨益したことは頗る大であつたのだが、本年度としてはこれらの種子の配給や開發助成金の交付はない見込みであるから、この有意義な蕎麥の栽培勵行の爲には自主的にその方策を講ずる必要がある。依つて

本縣

ではこの繼續實施のため、昨年度助成金の交付を受けた町村から蕎麥種子の獻納を受けて、再びその種子を適當なる團體に無償配付し、以てその増殖確保を圖つて刻下の食糧増産報國に資しやうとすることになり、鳥取縣農會及び農業報國聯盟鳥取縣支部でその斡旋にあたることになつた。

即ち昨年度に於て助成を受けた町村農會に於て、その町村内で助成を受けた者に對して、助成段別一段につき

種子

用蕎麥三升を獻納せしめることとし、獻納すべき種子用蕎麥のない場合は同様一段歩につき九十錢を獻納せしめやうとするものであつて、もし町村農會で蕎麥種子の現物集荷に手数を要し又は優良種子を得ることが困難な事情がある場合には、現金を以て獻納してもよいことになつてゐるが、右は本年五月末日までに郡市農會に集荷又は取纏めを完了し、郡市農會ではその取纏めた状況を農業報國聯盟鳥取縣支部及び鳥取縣農會に

00437

報告するのである。

かくて郡市農會は現物以外の

献納

金を以て縣農會及び農業報國聯盟支部と協議の上、優良種子を購入して保管し、聯盟支部の指示によつて縣下學校・處女、婦人、青年、壯年團體・農事實行組合等の團體栽培に對して無料配布を行ふのであるが、郡市農會は今秋の蕎麥團體栽培希望者を取纏めて、七月末日までに聯盟支部に報告することになつてゐる。

### 「稻の病害虫を防除せよ」

#### 奨励金交付の希望者は

本月中に申請書を提出

(農務課)

縣では米穀の増産を確保するため稻病虫害の防除を奨励することとなり、毎年度豫算の範圍内に於て

- 一 稻熱病の防除
- 二 稻螟蟲の防除
- 三 稻泥負蟲の防除

四 稻病虫害防除用噴霧機の購入

に要する費用又は補助金に對して各郡市農會へ奨励金を交付することとなつた。此の施設に對する奨励金交付額は

- 一 稻熱病の防除に付ては藥劑購入費の四分の一以内であつて一反當り五十錢以内
  - 二 稻螟蟲の防除に付ては誘蛾燈點火に依るものに付き石油其の他燃料購入費、電燈料金の四分の一以内であつて一反當り三十錢以内、葉鞘變色莖摘採に依るものに付ては莖切取鎌購入費の二分の一以内であつて一反當り入錢以内、及び摘採奨励金は一反當り五錢以内
  - 三 泥負蟲の防除に付ては藥劑購入費の四分の一以内であつて一反當り二十五錢以内
  - 四 防除用噴霧器の購入に付ては購入費の二分の一以内であつて一臺當り四十圓以内
- の標準に依つて交付せられるのであるが、奨励金の交付を受けんとする者は申請書に
- 一 事業計畫書
  - 二 收支豫算書
- を添へ農會を經由して五月末日までに之を知事に提出し、奨励金の交付を受けた者は翌年の五月末日までに事業成績書及び收支決

00438

算書と同じく縣農會を經由して知事に提出することになつてゐる奨励金交付申請書に記載した事項に重要な變更を加へんとする場合は豫め知事の承認を受けなければならぬ。

尚ほ奨励金の交付を受け又は交付の許可を受けても、次の各項に該當する場合は奨励金交付の許可を取消し、又は既に交付せられた奨励金の全部或は一部の還付を命ぜられることがあるから、此の點特に注意しなければならぬ。

- 一 本要項に違反したる時
- 二 奨励金交付の條件に違反したる時
- 三 事業遂行の方法不適當と認めたる時
- 四 支出額が豫算額に比し減少したる時

### 「必需蔬菜を増産せよ」

郡市農會に奨励金交付

(農務課)

國民生活の安定、並に保健上園藝農作物の増産を圖ることは、戦時下殊に國際關係のいよゝ逼迫せる今日に於て最も緊要なことである。而も園藝農作物は主要食糧農産物に比して少々技術を要するが、空閑地を利用して僅かの暇々に誰でも作ることが出来るのであるから、之等園藝農作物たる必需蔬菜の自給自足に依る生活の安定、延いては保健衛生上大いに裨益せられるやう希望する次第である。

此處に於ては右の趣旨に鑑み、本年度も前年に引續き左の割當に依つて種苗購入の助成をなすこととなり、又之等必需蔬菜の生産確保を期するため各郡市に採種圃を設置せしめ、之が施設に要する助成金を交付せられることになつた。

△種苗購入助成計畫

郡市別	葱		葱頭		里芋		南瓜		大根		人參		計
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	
鳥取	六二二	六三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五、一六六
米子	一五三〇	六三〇	三〇〇	六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	三、七七一
岩美	三六	一	二〇〇	四〇	九一八	三〇二五	一	一	一	一	一	一	二、四二
八頭	一	一	二〇〇	四〇	一二四	一〇八	一	一	一	一	一	一	二、三一
氣高	六一二	一	四〇〇	八〇	一五三〇	二五二〇	四	二	四	二	四	二	四、五〇
東伯	九一八	一五七五	七〇〇	一四〇	九一八	六〇四八	一	一	一	一	一	一	七、九三
西伯	三六七二	九四五	七〇〇	一四〇	一五三〇	一〇〇八〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	八、八〇
日野	一	一	二〇〇	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	二、一〇
計	七、五二〇	四、五三三	一、七〇〇	三、四〇	六〇	一、三三	二、九〇	二、三三	六、四三三	三、三三	三、三三	一、三三	一、三三

△必需蔬菜採種設置計畫

郡市別	葱	葱頭	里芋	南瓜	大根	人參	計
鳥取	一	〇、五	一	一	一	一	一、五
米子	二、〇	〇、五	一、五	一	一	一	五、〇
岩美	一	一	〇、五	一	一	一	二、〇
入頭	一	一	二、〇	一	一	一	四、五
氣高	一	〇、五	一、五	一	一	一	三、五
東伯	一	一	一、五	一	一	一	九、五
西伯	一	一	一、五	一	一	一	九、五
日野	一	一	一	一	一	一	一
計	一、〇	二、〇	四、〇	一、五	一、〇	一、〇	一、五

00440

移出蔬菜共同採種圃へ助成

(農務課)

移出園藝農産物たる葱、葱頭、里芋、南瓜、大根、人參其他の増産を圖り、以て之等蔬菜類の圓滑なる配給を期するは現下の需要状況より見て極めて緊要なことであつて、縣では別項の如く種苗の購入に對して助成金を交付することとし園藝農産物の増産を圖らしめることとなつたが、更に之が生産の確保を期するため農事實行組合に於て設置經營せる移出蔬菜共同採種圃に對し次の如き割當に依り助成金を交付して蔬菜類の圓滑なる配給に遺憾なからしめることになつたので、各郡市農會は之を擔當せしむべき農事實行組合を詮衡の上、本月の末日までに農事實行組合長をして郡市農會を經由申請書を提出せしめ、充分なる指導を加へて之が目的の達成を期することとなつた。

△移出蔬菜共同採種圃設置計畫

郡市別	葱	葱頭	南瓜	大根	人參	計
鳥取	一	〇、五	一	一	一	〇、五
米子	二、〇	〇、五	一	一	一	二、五
岩美	一	一	一	一	一	一
八頭	一	一、〇	一	一	一	二、〇
氣高	一	〇、五	一	一	一	一、五
東伯	一、〇	二、〇	一、〇	一	一	五、〇
西伯	二、〇	一、五	一、〇	一、〇	一、〇	六、五
日野	一	一	一	一	一	一
計	五、〇	六、〇	四、〇	二、〇	一、〇	一八、〇

# 波高き時局下に 第三十回海軍記念日を迎ふ

(社寺兵事課)

來る五月二十七日は第三十六回海軍記念日である。事變下、複雑なる國際情勢の間、今や歐洲動亂は刻々世界戰亂への道程を辿りつゝあり、米國の援蔣政策はいよゝその露骨さを加へて、大東亞共榮圈の悠久なる平和確立に邁進してゐる我が國としては、その建設過程にますゝ困難なる時局の展開を見ねばならぬかもはかり知り得ない今日、こゝに意義深い海軍記念日を迎ふるに當つて、盛大なる記念行事を行ふことによつて三十六年前皇國の興廢を賭したる大戦を偲び、學國鬱勃たる國民の愛國の至情を懷古して、目前に迫る太平洋の荒波を乗切るべき覺悟を鞏固ならしむべきであるが、時恰も鳥取市に發生した天然痘の蔓延は、此の際多數者の集合を差し控ふべき必要にあるので、本縣では本年の海軍記念日行事は

護國神社に於て記念祭典 午前十時  
聯隊區司令部、縣、市代表者參拜

默 禱 正 午

昭和十六年五月廿三日印刷  
昭和十六年五月廿三日發行

サイレンの合圖により全市民黙禱  
各 戸

國旗掲揚

を行ひ、尙海軍協會鳥取縣支部主催により

映 畫 會 倉吉町成徳國民學校

を主催し、又中等學校其の他に於て、五月二十六日より二十八日までの間に

松江地方海軍人事部 東郷海軍大佐

同 福有海軍少佐

同 高橋特務中尉

海軍潜水學校 西尾機關大佐

吳海軍人事部 大松海軍少佐

の記念講演があることになつてゐる。

各市町村及び學校等に於ては、右の趣旨を考慮して適宜措置せられるやう希望する。

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所